

小牧マーベリックスバスケットボールクラブ規約

第1章 総則

第1条（名称・所在地）

本クラブは、小牧マーベリックスバスケットボールクラブ(以下「クラブ」という。)と称し、事務局を代表コーチ宅に置く。

第2条（代表コーチ・アシスタントコーチ）

代表コーチ 江口 孝幸コーチ
アシスタントコーチ 松永 憲太コーチ 早川 功コーチ
馬場 健次コーチ 稲垣 朝紀コーチ
飯田 剛士コーチ 佐藤 寿コーチ
野田 大作コーチ

第3条（目的）

本クラブは、ミニバスケットボールの『友情・微笑み・フェアプレイの精神』に則り、バスケットボールというスポーツを通じた「健全な心身」と「仲間との助け合いの精神」を育成することを目的とする。

第4条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成する為に、次にあげる活動を行う。

- ①定期的な個人的、集団的技能練習
- ②各種試合への参加・企画・実施(交流試合・練習試合等)
- ③部員相互の親睦行事
- ④活動に必要な会議等の開催
- ⑤その他、本クラブの目的達成の為に必要な活動

第5条（組織の構成員及び組織の構成）

本クラブは、部員・部員の保護者・コーチ・スタッフ等、本クラブの趣旨に賛同した者を持って構成される。
(コーチ・スタッフにおいては、ボランティアとする。)

第2章（部員）

第1条（部員の資格）

本クラブの部員は、小牧市及び近隣市町村の小学1年生から6年生の男子児童とする。
(未就学児にあつては、原則として入団不可とする。)

第2条（チーム）

本クラブは男子チームのみで構成される。

第3条（キャプテン）

本クラブでは、キャプテン、副キャプテンを選出する。

- ①キャプテンは最高学年の部員を選出対象とし、チーム会議にて選出によって決定する。
- ②キャプテンの任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- ③副キャプテンにおいて、人数は必要に応じて設定する。

第4条（キャプテンの役割）

キャプテンはチームの統括及び統制を担う。

(副キャプテン以下、部員においては、キャプテンの指示に協力するものとする。)

第3章（部員の保護者）

第1条（保護者の範囲）

本クラブにおける部員の保護者とする範囲は、原則として部員の成人同居家族とし、部員の健康や心身の安全について責任を負うことができる者であることを条件とする。

第2条（保護者の役割）

- ①練習場、試合会場への送迎及び行事への参加は保護者の責任において行う事とする。
（送迎時の交通事故及び親子試合での保護者の怪我等については個人責任とする。）
（保護者間での送迎する子供の相乗り時においての交通事故等について、運転する保護者の非はないものとする。）
- ②練習及び試合会場において、心ないヤジ、誹謗中傷めいた応援はご遠慮ください。
（子供達を励ます・ほめる応援をお願い致します。）
- ③練習内容・チーム編成等においては、コーチ陣に一任する事をご了承ください。
- ④チームに対するご意見、ご質問がある場合、コーチにご相談ください。

第4章（コーチ・スタッフ）

第1条（コーチの役割）

コーチにおいては、チーム会議をへて、選任されます。（勧誘前にチーム会議を行うものとする）
コーチの役割において、部員の健康や心身の安全に留意し、競技や必要に応じた生活場面での指導ができるものとする。
本クラブのコーチにおいては、ボランティアとする。

第2条（スタッフの役割）

スタッフにおいては、部員保護者の中で、チームの目的に賛同を得て、協力して頂ける方がチーム会議をへて、選任されます。（勧誘前にチーム会議を行うものとする）
スタッフの役割において、怪我人の治療（現場対応程度）、会計、書類の作成、広報、案内メール等チーム運営の協力をして頂きます。
本クラブのスタッフにおいては、ボランティアとする。

第3条（代表コーチの役割）

代表コーチは次にあげる事項の責任を負う

- ①本クラブの競技指導
- ②チーム会議の統括
- ③チーム内の組織及び役割の検討・設置
- ④その他、対外面での対応等

第5章（入退部及び休部）

第1条（体験入部）

部員以外の者が、入部手続きをしない状態で本クラブの活動への参加申込を受けた場合、次の事項を確認したうえで、体験入部として本クラブの活動への参加を許可する事ができる。
ただし、コーチ・スタッフが部員及びその他の者の安全が確保できないと判断した場合は中止・中断することができる。

- ①入部資格を満たしていること。
- ②保護者が同意しており、送迎及び同伴ができること。
- ③自己責任である旨を本人及び、保護者が了承できること。
- ④その他、必要であると判断する事項
- ⑤体験入部は原則2回までとする。
- ⑥各種行事（試合・クリスマス会等）へは、参加できないものとする。
- ⑦体験入部中の事故・怪我においては、自己責任において、対応して頂くものとする。

*部員総数の上限は全体で60名とする。

*新規の入部時期は、4月と9月とする。

ただし、チーム会議にて了承が得られた場合、即時入部を許可する場合があります。

第2条（入部資格）

本クラブに入部しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- ①小学校に通学し、心身共に健康であること。
- ②保護者の同意が得られていること。
- ③保護者による、本クラブの活動への協力が可能であること。
- ④本人及び保護者が本クラブの定める諸規定を遵守できること。
- ⑤本人及び保護者が本クラブの趣旨に賛同できること。

第3条（入部手続き）

本クラブに入部を希望する者は、部員の保護者の同意のもと、別に定める手続きに従い、申し込むものとする。

*入部後、申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

第4条（退部及び休部）

本クラブの部員が本クラブを退部しようとする場合は、保護者の同意のもと、代表コーチに書面及び口頭にて届け出るものとする。

*本クラブの部員が小学校を卒業した場合、部員としての資格を喪失する。
(ただし、その後は、OBとして練習参加は自由とする。*その場合の怪我においては自己責任とする)

第5条（休部）

本クラブの部員が正当な理由により、1か月以上、活動に参加できない場合は、部員の資格を保持したまま、休部することができる。

第6条（退部勧告）

次のような事案が認められる場合部員の保護者に対して即時に退部を勧告する事ができる。

- ①正当な理由なく、本クラブの活動への不参加が長期間にわたって続く場合。
- ②部員の保護者によるチーム・コーチに対しての暴言・妨害活動が行われた場合
- ③他の部員に対する顕著な妨害活動が認められ、改善の余地がない場合。
- ④長期間にわたって部費を滞納している場合。
- ⑤その他、即刻退部を勧告すべき状態であると、チーム会議で判断した場合。

第6章（部費等の費用）

第1条（費用の種類）

部員が納める費用は次のものをいう。

- ①部費 4～6年生(年間¥24,000)月額¥2,000 3年生(年間¥12,000)月額¥1,000
(年間スポーツ保険料込み)
- ②合宿費用等其他費用 都度、ご連絡させていただきます。

第2条（納入時期）

部費においては、4～6年生(4月/9月2回払い)3年生(4月1回払い)入部時期から月割計算
スポーツ障害保険料においては、入部時期及び4月の部費と同時徴収
合宿費用等其他費用においては、その都度徴収

納入方法においては、その都度、部費袋にて現金納入(コーチ・スタッフに手渡し)

*部員を通じてではなく、保護者本人が手渡しをお願いします。

第3条（部費及び必要経費の返還）

部費においての返還は、その都度ご相談させていただきます。

スポーツ傷害保険においては、返還不可となります。

その他費用に関しては、その都度、ご相談となります。

第3条（会計について）

本クラブにおいて、会計については、チーム会議の承認を得た、スタッフが会計を執り行う。

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

本クラブの予算、決算においては、チーム会議の承認・決議を必要とする。

年度末に保護者向けに会計報告を行うものとする。

第7章（会議）

第1条（会議の種別）

本クラブには、次の会議を置く。

チーム会議(保護者の出席は認められない)

第2条（チーム会議）*コーチ過半数が出席

チーム会議は、本クラブの運営に関わる最高決議機関とする。主に次にあげる議事を取り扱う。

- ①本クラブの基本方針等に関わること。
- ②本規約の策定及び改廃に関すること。
- ③活動計画及び報告に関すること。
- ④予算及び決算に関わること。
- ⑤その他本クラブの運営に関わる重要な事項。
- ⑥入退部、休部の確認・検討・承認
- ⑦スタッフ・保護者からあげられた事項の確認・検討・承認
- ⑧部員からあげられた事項の確認・検討・承認
- ⑨その他、本クラブの運営に関する事項の確認・検討・承認

チーム会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第3条（保護者会）

本クラブにおいては、保護者の負担も考え、保護者会は設置しないものとする。

第8章（事故対応）

第1条（事故の責任）

部員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及びコーチ・スタッフ・部員の保護者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに違背して、盗難、傷害等の事故がおきても、本クラブ及びコーチ・スタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第2条（保険の加入）

スポーツ障害保険に加入手続きされることに同意しなければならない。

本クラブは、活動中の傷害をはじめ一切の事故については、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ、対応するものとする。

第3条（破損の措置）

本クラブの活動中に使用施設・設備等を破損させた場合は、原則として部員の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において、生じた破損については、都度協議のうえ、適正な対策をとるものとする。

第4条（不測の事態）

本クラブの活動中に事故及び災害等、不測の事態が生じた場合は、スタッフ・コーチの判断によって、部員の安全を確保できる最善の措置をとることとする。

第5条（病者の活動禁止）

他人に伝染する恐れのある疾病にかかっている部員及び医師による出席停止等の指示を受けた部員は本クラブの活動に参加してはならない。

第9章（個人情報保護・その他）

第1条（個人情報保護）

部員及び部員の保護者は、クラブ活動に関係のない個人に関する情報等は不当に取得してはならない。

- ①部員及び部員の保護者が活動に応じてクラブに関する情報等を保持した際は、その管理に十分注意を払わなければならない。
- ②部員及び部員の保護者は、卒団、または退部に際してその後必要のない保持していた個人に関する情報等を速やかに返却・消去・削除しなければならない。
卒団及び退部後、個人に関する情報等を保持する場合は、在籍期間中と同様の管理責任を負うこととする。
- ③個人に関する情報等を漏えい、滅失または棄損させた場合はクラブに届け出て、必要な指示を受けなければならない。

第2条（金銭の貸借）

部員及び部員の保護者は相互間において、みだりに金銭の貸借を行ってはならない。

第3条（勧誘行為等の禁止）

クラブの許可なく、クラブの活動内容に関係のないビラの配布、演説、集会、掲示、署名等の活動や、政治・宗教及び連鎖販売取引等の勧誘行為を行ってはならない。

第4条（細則）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項については、都度協議することとする。その他、詳細においての細則は別に定める。

第5条（規約の変更）

本規約はチーム会議の決議のうえ、代表コーチの承認によって改定することができる。また、変更の内容については、随時閲覧ができるようにすることとする。

第10章（練習について）

本クラブにおいて、練習日、練習場所等については、下記になります。

- ① 毎週日曜日 小牧中学校体育館 19:00～21:00頃
- ② 毎週金曜日 小牧西中学校体育館 19:00～21:00頃
- ③ 毎週月曜日 小牧西中学校体育館 19:00～21:00頃

（18:30頃から自主練習可能です。）

ただし、各中学校の体育館の使用状況及び年末年始等諸事情によって、練習がお休みの場合もあります。

通常練習以外で練習を行う際は、都度連絡します。

第1条（チーム分け）

基本的に人数等を考慮した上、グループに分けて練習します。

*ただし、チーム会議により、必要と判断した場合は、特例の場合があります。

*入団年月日に限らず、練習・試合共、平等に指導を受ける事ができます。

第2条（指導方法）

基本的に各チーム担当のコーチが練習メニュー・指導方法を考え、実践します。

ただし、チーム会議等にて、各コーチの練習メニュー・指導方法のすり合わせを行い、チームとしての指導方針を一本化していくこととする。

第3条（指導方針）

基本方針として、バスケットを好きになってもらえるように、『楽しいバスケット』をスローガンに掲げます。合言葉は、『全力バスケット』です。

何事にも一生懸命に取り組み、バスケットの技術の向上、基礎体力の向上、チームワークを通じて、団体生活の一員として、健全なる精神を養成し、判断力・自立心を高め、勉強と共に、子供たち同士の交流の場を与え、友情を高め、ひいては善良かつ礼儀正しい人間へと成長してほしいと願っております。

練習はもちろんのこと、日常生活に必要な『挨拶』・『礼儀』・『真面目さ』・『思いやり』に重きをおいて指導していきます。

上記において、しっかりとできていない児童に関しては、できるまで指導する場合があります。

第11章（試合について）

小牧マーベリックスとしては、ミニバスケットボール連盟に所属しておりません。

交流試合等は、自チームが企画した場合かお誘い頂いた場合に参加する予定です。

その為、相手チームによって高学年チームのみの場合、5・6年生のみの場合、チーム全体の場合等変則になります。

第1条（試合への出場について）

基本的には、コーチに一任して頂きます。

日々の練習への取り組み方等を考慮して判断致します。

決して実力のみでの判断は致しません。

ミニバスケットボールの試合の場合は、10人ルールがありますので、最低でも10人は必ず1クォーター以上試合に出場する予定です。

第12章（年間行事について）

- ①入団式(4月)*同時に保護者会も行います。
- ②卒団式(3月)
- ③親子試合(年1～2回程度)
- ④合宿練習(夏休み中)
- ⑤クリスマス会・お楽しみ会等
- ⑥その他

本規約は2018年4月1日をもって施行する。

小牧マーベリックスバスケットボールクラブ

代表コーチ

江口 孝幸

*2023年3月7日 改訂

*2024年3月3日 改訂